

静岡県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和2年8月21日

静岡県公営企業管理者

企業局長 松下 育蔵

#### 静岡県企業局管理規程第4号

静岡県企業局建設工事執行規程の一部を改正する規程

静岡県企業局建設工事執行規程（昭和42年事業部管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>静岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年静岡県条例第24号）第3条に規定する企業局が行う建設工事の執行方法に関しては、静岡県企業局会計規程（昭和42年静岡県事業部管理規程第9号）に定めるもののほか、当分の間、静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号。以下「規則」という。）の例によるものとする。ただし、規則第49条第2項中「<u>（木造その他これに準ずる構造の工作物の建設工事にあつては1年、設計図書で別に期間を定めた建設工事にあつては当該期間）</u>」とあるのは「<u>（木造その他これに準ずる構造の工作物の建設工事にあつては1年、管路関係工事、ポンプ関係工事、浄水場設備関係工事、沈でん池設備関係工事、終末処理場設備関係工事及びこれらに類する工事の場合には引渡しの日以後における使用開始の日から1年、設計図書で別に期間を定めた建設工事にあつては当該期間）</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>静岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年静岡県条例第24号）第3条に規定する企業局が行う建設工事の執行方法に関しては、静岡県企業局会計規程（昭和42年静岡県事業部管理規程第9号）に定めるもののほか、当分の間、静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号。以下「規則」という。）の例によるものとする。ただし、規則第55条の4第2項中「<u>設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、契約担当者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年</u>」とあるのは「<u>管路関係工事、ポンプ関係工事、浄水場設備関係工事、取水場設備関係工事及びこれらに類する工事の契約不適合については、引渡しの日以後における使用開始の日から1年、設計図書で別に期間を定めた建設工事にあつては当該期間</u>」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この管理規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- この規程施行の際、現に締結されている請負契約に係る工事等については、なお従前の例による。